

大狀の諸相——唐末から宋における私信としての展開*

山本孝子

はじめに

唐末から五代にかけて出現した「大狀」は、宋代以降も私的な交流の場においてさまざまな用途に用いられていた。相手に情報を傳達する方法に基づいて、大きく二種類に分けることができる。ひとつは「門狀」から派生した書式で、目上の人物を訪問する際に持参するものである（二種を區別するために、便宜上 A 類と略稱する）。自身の姓名や用件を簡単に記し、門番などに手渡して取り次ぎを願い、謁見を請うた。具体的な用件は面會時に口頭で相手に直接伝える。もうひとつは書面にて用件を述べ伝えるものである（以下 B 類と呼ぶ）¹。典型的な例として、司馬光『書儀』卷一「私書」から二種類の大狀を引用する。

上尊官問候賀謝大狀

具位姓 某

右某述事云云謹具狀 上問 尊候「申賀」「上謝」隨事。謹狀。舊云、「謹錄狀上。牒、件狀如前。謹牒狀」。末姓名下亦云、「牒」。此蓋唐末屬寮上官長公牒、非私書之體。及元豐改式、士大夫亦相與改之。

年 月 日具位姓 某 狀

謁大官大狀

具位姓 某

右某謹詣 門屏祇候 起居參謝・賀・辭・違隨事。已欲他適往辭人、曰「辭」。人欲他適已往別之、曰「攀違」。某位。伏聽處分。謹狀。

舊亦云、「牒件狀如前。謹牒狀」。末姓名下又云、「牒」。元豐改式、士大夫亦改之。

年 月 日具位姓 某 狀

*本稿は日本學術振興會科學研究費補助金「中國・朝鮮半島・日本における書儀の普及と受容に關する比較研究」（若手研究 B: 17K13434）による研究成果の一部である。

¹このほか、南宋期の婚書にも「大狀」が確認できる。例えば、『婚禮新編』卷之一「書儀」には「十二行啓式名曰「大狀」、往還通用」と見え、『新編婚禮備用月老新書』後集・卷之一「大狀」には「聘定禮物大狀式」が収録される。一方で、「聘定禮物大狀式」とほぼ同文に南宋・陳元靚『事林廣記』後集・卷之上「家禮類」では「聘定禮物狀式」の標題が附されている。これらの「大狀」は「十二行啓式」といった別の書式の異稱であり、單獨ではなく他の書式との組み合わせで使用されるなど、機能・用途も限られたやや特殊なものであるため、ここでは、「大狀」が完全に婚禮という私的な場面でやりとりされる手紙に取り入れられていたことを指摘するに留め、検討對象から除外する。

冒頭は共通して「具位姓 某。右某…」から書き出される。一方で、末尾の定型句はその用途・機能に応じて異なった表現が用いられる。しかし註釋に見えるように、元豊以前にはどちらも「牒、件狀如前。謹牒狀」で書き留められ、日付の後の署名部分は「姓 某 牒」であった。標題からも明らかなように、「上尊官問候賀謝大狀」は書面で「問候」「賀」「謝」するためのものでB類に屬し、「謁大官大狀」は「謝」「賀」「辭」「違」のために相手を訪問し謁見を求める際の手紙であり、A類の文例である。それぞれの用途に合わせて、文末の定型句がB類は「謹具狀上問尊候」、A類は「謹詣門屏祇候起居」と使い分けられており、この「具狀」や「詣門屏」からも書面でのあいさつと直接出向く場合のものであることがわかる。A類についてはすでに別稿において論じているため²、本稿ではB類を中心に検討を加えることとしたい。

一、大狀の用途——應之『五杉練若新學備用（五杉集）』（南唐）

現存する書儀の中で、「大狀」を収録する最も古いものは『五杉練若新學備用』巻中であり、文例も豊富である。ここに大狀に關わる記述を抜粋する（A類を除く³）。

大狀様

具銜 某。 右ム⁴事云云。謹録狀上。牒、件狀如前。謹□（牒）⁵。 某年月日。具銜 某 牒。

封様 謹寫 狀上 某官座前 具銜 某 謹封

大底僧人致狀、早是隨時不得已、即不得云「上某官銜」。或居相位、即易「座前」作「台庭」。或是親王、即云「王庭」。

まず「具銜 某」とあり、本文は「右ム」に續けて「事云云」の部分に用件が記される。そして、末尾には「謹録狀上。牒、件狀如前。謹 [牒]」の定型句と日付、再び「具銜 某」が來て最後に「牒」字が添えられる。司馬光『書儀』「上尊官問候賀謝大狀」に示される元豊以前の書式と大きく異なるところはない。大狀がどのよ

² [山本 2020a]、[山本 2020b]

³ A類の大狀については [山本 2020a] を参照。

⁴ 駒澤大學本では「ム」と「某」、いずれの文字も使用される。同じ言い回しが「前銜書」にも用いられるが、「右某事」の表記となっており、兩者の使い分けに規則性は見出せない。

⁵ 駒澤大學本では「謹」で書き留められるが、脱字が疑われる。敦煌發見の大狀のように「牒」、あるいは司馬光『書儀』のように「狀」の文字が記されるべきところである。但し、『五杉練若新學備用』の「門狀」の定型句や『石林燕語』卷三に見える元豊以前の書式「右某謹祇候某官。伏聽處分。牒、件狀如前。謹牒」から「牒」であった蓋然性が高い。

うな場合に用いられるのか具体的な説明はないが、『五杉練若新學備用』の別の記述からは用途や対象など大状の特徴が垣間見える。

論書題高下

「某啓」者、或高或低、若不用大狀及首銜書、即須用「某啓」。或平交亦同、即其間言語有尊卑去就。

謝尊人示書、若是大狀者、即云「特賜書曲」。

大状では「某啓」の表現を用いないこと、目上の人物に対する禮狀に大状を用いたことが確認でき、いずれも司馬光『書儀』の記述と矛盾はない。また、『五杉練若新學備用』では相手を客人として招くための大状が見られる。

屈尊人 近多見不著「某啓」、便云「右來日」、深爲不可。列何處有「右」字、或云「某啓。右來日」、便爲謬也。

某啓。今月△日院內備空茶咨迎。伏惟 尊慈特賜寵降。謹狀。 或大狀、除「某啓」、卻「具銜位」後「右」語。

謝尊人屈喚 或作大狀、如所說也。

某啓。伏蒙 某人恩造、特降 尊誨、喚赴 茶筵。退揣荒虛、實荷 勤異。來晨躬申祇候。謹先具狀陳謝。伏惟 仁明甫賜 照察。謹狀 大狀即云「謹錄狀上」後云「牒件狀」。

この文例自體は別の書式が用いられるが、「大状とするならば、『某啓』を除いて銜位を記したあと、『右』の語とする」、「大状とするのであれば、説明の通りにする」、「大状であれば、『謹録狀上』といい、そのあとに『牒件狀』と述べる」といった註釋により、大状の書き方が示されている。これに基づけば、「屈尊人大狀」「謝尊人屈喚大狀」の書式は次のようなものであったと考えられる。

屈尊人大狀

具銜位某。右某*今月△日院內備空茶咨迎。伏惟尊慈特賜寵降。謹録狀上。牒件狀。謹狀。

謝尊人屈喚大狀

具銜位某。右某*伏蒙某人恩造、特降尊誨、喚赴茶筵。退揣荒虛、實荷勤異。來晨躬申祇候。謹先具狀陳謝。謹録狀上。牒件狀。謹狀。

*註釋には「右」とあるのみで、「某」については指示がない。この點については後述する。

また、元・無名氏『居家必用事類全集』甲集には相手を招待するために用いる「請筵會大狀式」が収録される⁶。

具位姓某。

⁶ 『北京圖書館古籍珍本叢刊』61（子部・雜家類），書目文獻出版社，1988。

右某擬若干日就弊
合、聊備蔬筵祇
迎。伏望
尊慈特賜
寵訪。謹狀。
年月日具位姓某狀

『五杉練若新學備用』「屈尊人」と内容・形式ともに類似しており、繼承関係が認められる。司馬光『書儀』には確認できないものの、宋の時代にも人を招く際に大狀が使用されていたものと推測され、「問候」「賀」「謝」に加えて「屈」もまた大狀の主な用途のひとつであったと考えて差し支えないであろう。

このほか「謝上靈香紙或茶」にも大狀を用いる場合についての説明が添えられている。

謝上靈香紙或茶、但言「某啓」了謝、即脫俗。(a) 若引物、即「右伏蒙尊慈或云「仁慈」、以先師和尚眞寂、特賜靈香茶、不任悲感之極。謹奉狀陳謝。不次。謹狀。如當書月日、小作簽子端謹書。」。(b) 若謝尊人合具大狀者、即除「某啓」、著具銜後名、「右伏蒙」也。書即腰封。或謝燦禮賻、竝依前書詞迴謝。尊人有單書來慰、合置文狀謝者、只直云「以先師眞寂、特降書曲慰問」、便以文狀躡例合⁷。然若有燦禮之物、即具謝後低一字列物數、卻起半字來著「右伏蒙」。「牒件」齊前面銜高低。

太字部分 (b) の通り、大狀の場合は他と同様に、「某啓」を除くこと、官銜と名を記すことが指示される。一方で、本文は「右伏蒙」と書き出すこととなっており、「右」のあとに「某」が挿入されていない。

太字部分 (a) と (b) の本文はいずれも「右伏蒙」からはじまるが、(a) は先に物品名を列挙するのに對し、(b) の大狀は官銜と名、つまり「前銜」と呼ばれる「具銜位某」を記す點が大きく異なる。(a) は、P.3691 『新集書儀』「相亞之類謝狀」「某色目物 右伏蒙眷私亦云仁私、[特] 賜前件珍異、謹依尊旨、捧授領訖」に類似しており、「謝賜物狀」の一種であると看做することができる⁸。この直前には「謝賜物狀」が収録されるが、それは「其物色目 右伏奉委曲、捧授 [驚悚、惶] 駭失圖」から書き出されている。相手が目上の人であるか、對等な関係であるか

⁷ここに見える「文狀」は、「尊人」の慰問に對する禮を述べる際に用いられるものであり、「以先師眞寂、特降書曲慰問」の表現が先に引用した「謝尊人示書、若是大狀者、即云『特賜書曲』」の記述と重なることから、「大狀」のことをいうのかもしれない。誤字である可能性もあるが、成尋『參天台五臺山記』においても大狀 (A 類) や門狀を指して「文狀」と呼ぶ例が複数確認でき ([山本 2020b])、「大狀」をいうのか、廣く書狀全般を意味するのか、慎重に検討する必要がある。

⁸「謝賜物狀」については [山本 2019b] 25-28 頁參照。

により、「伏蒙眷私」と「伏奉委曲」といった表現が使い分けられていたと考えられる。(b)と書式・内容ともに近いものとしては、S.6405v「僧恆安謝司空賜足段狀」が挙げられる。該当する冒頭部分のみ抜粋する⁹。

- 1 僧恆安
- 2 右恆安二月廿日、敦煌縣令宋智岳使迴、伏奉
- 3 委曲兼足段等、跪授驚惕、無任戰懼。…

1行目に「前銜」、2行目には「二月廿日、敦煌縣令宋智岳使迴」が挿入されるものの、これを除けば「右某伏奉委曲…」であり、「前銜」を記す場合に「右」の後ろにはやはり「某」に当たる差出人の名が示されている。

「前銜」や本文冒頭の「右某」は他の書式には見られない大狀A類の特徴のひとつであり¹⁰、司馬光『書儀』や『五杉練若新學備用』を見るとB類も例外ではないはずである。よって、『居家必用事類全集』やS.6405Vから推測するに、太字部分(b)や「屈尊人大狀」、「謝尊人屈喚大狀」についても「右某」と復元するのが適當であると判断される。

ここまで確認してきたように、大狀B類は政治・行政に関わる公的な文書ではなく、個人の私的な交流において「問候」「賀」「謝」「屈」といった目的・用途で用いられている。冒頭「具銜某。右某」は大狀A類とも共通する特徴であるが、一方で、大狀A類に見られる「伏聽處分」のような文言により、相手に判断を仰ぐといったことはない。かわりに「謹録狀上」といい、相手に返答を求めない單方向の情報傳達である点もひとつの特徴であると言えよう。

また、司馬光『書儀』では「上尊官問候賀謝大狀」に續けて「與平交平狀」が示されることに加え、『五杉練若新學備用』でも「若謝尊人合具大狀者」「謝尊人示書、若是大狀者」「屈尊人」「謝尊人屈喚」と繰り返し「尊人」と見える通り、大狀B類もA類と同じく目上の人物に對して用いる書式であることは明らかである。先に挙げた「謹録狀上」についても、P.3906「書儀」(五代)「謝節度大官遠賜寄墨狀」に「若是平下不用『謹録狀』」との註釋があり、上行文書に用いる表現であったことが確認できることから矛盾はない。

二、大狀の出現

『五杉練若新學備用』以前の書儀に「大狀」の名稱は見られないものの、その書式や用途から「大狀」ではないかと考えられる文例が敦煌寫本には少なからず殘

⁹全文については、[山本 2019b] 26 頁参照。

¹⁰ [山本 2020a] 表 5 および註 13。

されている。「前銜（具銜某）」および「右某」¹¹、「謹録狀上」が使用される文例を順に取り上げ、関連する書式とも比較しながら、その起源を遡ってみたい。

1. 「具銜某。右某……謹録狀上」を含む文例

(1) P.3449+P.3864 「(擬) 刺史書儀」(後唐)

P.3449+P.3864 「(擬) 刺史書儀」には、大狀 A 類を含め、「具銜某。右某」から書き出される文例が多く確認できる。ここではそのうち末尾に「謹録狀上」の定型句が用いられるものを抽出し、用途ごとにまとめたのが下の表である（現存部分には計 78 の文例が確認できる。ここでは便宜上、各文に通し番號を附した¹²）。

【謝禮】

No.	標題	冒頭	末尾
①⑥	申狀	具全銜ム。右ム…	謹具狀謝。謹録狀上。年月日。
②②	送生料酒食謝狀	具銜[ム]。右ム…	謹具狀謝。謹録狀上。云云。
②⑨	謝生料筵設狀	具銜ム。右ム…	謹具狀謝。謹録狀上。牒件狀。年月日。
③①	辭了一兩程再申感謝狀	具銜ム。右ム…	謹具狀起居陳謝。謹録狀上。
③⑧	謝本道[節]度使已到任後狀	具銜ム。右ム…	謹具狀謝。謹録狀上。云云。

【報告（差出人個人の近況を述べる）】

①⑤	申本道狀啓	具全銜ム。右ム…	謹先具狀啓起居申聞。謹録狀上。牒件狀。
①⑨	申離京啓狀（狀啓）	具全銜ム。右ム…	謹具狀啓申聞。謹録狀上。
②⑩	中路已更申一狀	具銜ム。右ム…	謹具狀啓起居申聞。謹録狀上。年月日。
②①	到界首一狀	具銜[ム]。右ム…	謹具狀啓起居申聞。謹録狀上。
⑤④	中路與水南大王及諸廳狀	具銜ム。右ム…	謹先俱（具）狀申聞。謹録狀上。

末尾は「云云」と省略も見られるが、概ね共通する表現として、「謹具狀（／狀啓）□。謹録狀上」（□には手紙の用件に應じて「謝」「申聞」のいずれかが挿入される）が確認できる。「謝」については、司馬光『書儀』や『五杉練若新學備用』でも用いられているが、ここで問題となるのは「申聞」である。各文例の標題中にも「申」と見え、①⑤「申本道狀啓」、①⑨「申離京啓狀（狀啓）」、②⑩「中路已更申

¹¹「某」、「ム」に代えて「ム乙」の使用、「具全銜」のように「全」字の有無など若干表記の揺れがあるが、本稿では、個々の用例を引用する場合を除き、「具銜某。右某」を用いる。

¹²P.3864 の最終葉に、書儀とは関係のない内容の書き込みが見えるものの、最後の一通の内容は缺けることなく残っている。全文の釋文は〔趙 1997〕166-212 頁に収録される。内容が繋がるように、寫本とは一部順序を入れ替えて排列されるが、本稿もこれに従う。引用に際しては Gallica(<http://gallica.Bnf.fr/>, 最終閲覧日 2020 年 10 月 15 日) 公開のカラー寫眞に據り文字を改めた箇所がある。

一状」のみならず、⑩「申状」、⑳「辭了一兩程再申感謝状」といった謝禮の手紙にも含まれている。『五杉練若新學備用』「大状様」は特に用途を限定しておらず、「申聞」も幅広い用途のひとつとも考えられるが、「(擬) 刺史書儀」以外の用例も確認した上で判断することとしたい。

(2) 敦煌發見の實例

實際に使用された書簡(草稿を含む)については、書儀とは異なり、標題が附されていないため、當時の人びとが「大状」として認識していたかは詳らかではないが、大状B類らしきものが十世紀の敦煌において利用されていたことが確認できる。ここでは書寫年代の古いものから順に並べた(首尾完存し全體が確認できるもの)に限り、寫本の缺損などによって定型句の有無が不明確なものは採録していない。

文書番號	年代	冒頭	末尾	日付+署名(朱印のあるものには◎を付す)	宛先	用途・内容
P.3591v3	943	第四都頭張立。右立…	謹具狀謝。謹錄狀上。牒、件狀如前。謹牒。	天福八年八月日都頭張立牒。◎	太師	謝禮(着任に際して)
P.3591v4	943	左第一指揮第四都頭張立。右立…	謹具狀啓起居。謹錄[狀上]。牒、件狀如前。[謹牒]。	天福八年□月日都頭張立牒。◎	——*	あいさつ
S.2973	970	節度押衙知司書手馬文斌。右文斌	謹隨狀呈(呈)上、特乞鈞慈、希垂睽覽。謹錄狀上。牒、件狀如前。謹牒。	開寶三年八月日節度押衙知司書手馬文斌牒 ¹³ 。	——	贈詩
P.2943	971	內親從都頭知瓜州衙推汜願長與合城僧俗官吏百姓等。右願長等	容不容望在大王台旨處分。謹具狀申聞。謹錄狀上。牒、件狀如前。謹牒。	開寶四年五月一日內親從都頭知瓜州衙推汜願長與瓜州僧俗官吏等牒	大王(=曹元忠)	陳情書
P.2985v ¹⁴	972	右衙都知兵馬使丁守勳。右守勳…	謹具狀申謝。謹錄狀上。牒、件狀如前。謹牒。	開寶五年十二月日右衙都知馬使丁守勳牒。◎	大王(=曹元忠)	謝禮
P.2804v2	973	右衙都知兵馬使丁守勳。右守勳…	兼具狀申辭。謹錄狀上。牒、件狀如前。謹牒。	開寶六年三月日右衙都知馬使丁守勳牒。◎	——	暇乞い

P.3553	978	應管内外都僧 統辯正大師賜 紫鋼惠都僧正 賜紫法松都僧 錄賜道賓等。 右鋼惠等…	謹奉狀賀聞、兼 伸（申）起居。 謹錄狀上。牒、 件狀如前。謹 牒。	太平興國三年四月日 應管内外都僧統辯正 大師賜紫鋼惠等牒	太保 （＝曹 延祿）	祝賀、あ いさつ
S.6405	—	僧恆安。右恆 安…	隨狀陳謝。謹 錄狀上。	—	司空	謝禮

*P.3591v3 と同じく「塔墀」の語が使用される。これも受取人は「太師」か。

この中でやや特殊なのは、S.2973 が詩を贈るためのものであることと、P.2943 が内親従都頭知瓜州衙推の汜願長と僧俗・官吏・百姓たちが連名で出した陳情書であることである。特に後者は、表中に引用したように「容不容望在大王台旨處分」とあり¹⁵、受取人である大王（曹元忠）に處分を求めている點が他とは大きく異なる。[赤木 2016] は「公文書」の一種、「唐五代期に狀式と呼ばれた上申文書」と看做す。冒頭・末尾の表現・形式は「大狀」に當てはまるが、その内容は實情を訴え、善處してくれるよう要請するものであり、書儀に見られるような單方向の傳達ではない。機能・用途・目的など他に類例が見られないことから、典型的な大狀であるとは言い難い。

2. 類似の文例

「具銜某。右某……謹錄狀上」にぴたりと當てはまるわけではないが、近似性のある文例をいくつか挙げておきたい。

まず、大狀である可能性が最も高いのは、S.78v 「(擬) 縣令書儀」に見える祝賀のための書簡である。冒頭は「具銜。右ム」となっているが、「具銜」のあとに「ム」の脱落が疑われる。末尾は「ム伏限卑守、不獲詣衙祇候參賀、下情無任惶懼。謹奉狀啓起居。謹錄狀上」で書き留められる。後唐時代に作成された文例集であると考えられており、「(擬) 刺史書儀」や『五杉練若新學備用』とほぼ同時期のものである。

P.2539v 「(擬) 靈武節度使書狀集」(後唐) には、「具銜」の部分がないものの「右ム」からはじまり「謹錄」で終わる文例が複数確認できる。例えば、「青州相

¹³手紙のあとには詩が附される。

¹⁴ [張 2004] は公狀と見做す。これが公狀であるならば、冒頭に S.6537v 『大唐新定吉凶書儀』(當該資料は張氏も引用する) に示される「具言某事」に相當する文言、赤木氏復元案 ([赤木 2008] 77 頁, 圖 2 (6)) に言うところの「事書」があつてしかるべきである。また、唐代の公狀では本文冒頭「右」字の直後に差出人の名は挿入されない。

¹⁵テキスト全文と解釋は [赤木 2016] 3-6 頁を参照。

公賀状」には、「右ム……伏限道途、不獲奔候台庭。下情無任攀戀惶懼之至。謹具狀啓起居陳賀。謹録」と見える。同様に、P.4092『新集雜別紙』（後唐）も「謝飯状」「右ム伏蒙司空台慈、特垂寵召、卑情無任戴之至。謹修狀陳謝。謹録上」などを収録する。なお、P.4092『新集雜別紙』には大狀そのものではないが、「回中門大狀」という返書が一通残されている。管見の限りこれは敦煌発見の書儀の中で標題に「大狀」と見える唯一の例である。

一方で、先行する唐代の書儀には「具銜某。右某」から書き出される文例はほぼ確認できず、P.3246『新集吉凶書儀』（大中年間）に収録される「謝蒙問疾并賜藥物状」および「邊城職事遇疾ム乙乞替状」に限られる。古い書儀に見られない冒頭の表現が取り入れられており、書式の出現・形成・発展の過程におけるひとつのかたちを示すものである。この二例の標題は共に「～状」で、冒頭末尾の表現はそれぞれ「具官階銜ム乙。右ム乙……謹奉狀陳謝。謹録狀上」「具官階ム乙。右ム乙……謹録狀上。伏聽處分」である。その用途は、標題から明らかなように、前者は謝禮、後者は職務の交代を願い出るものであり、「伏聽處分」の定型句が用いられており、やや性質を異にする。なお、これらの文例はほぼ同文がS.766『新集書儀』（五代）にも見え、その中では「具官階姓名。右ム乙……謹奉狀陳謝。謹録狀上。牒、件狀如前。謹牒。ム年月日具官銜姓名牒」「具官階全銜姓名。右ム乙……謹録狀上。伏聽處分。牒、件狀如前。謹牒。ム年月日具官銜姓名牒」と、文末の表現がより丁寧に記載されている。

現存する敦煌寫本の年代には偏りがあるとはいえ、後唐から『五杉練若新學備用』の編纂された南唐時期、つまり十世紀頃が大狀B類の出現・展開におけるひとつの畫期であったと見て差し支えないであろう。「大狀」と呼ばれていたかどうかは別にして、この時期には書式がほぼ定まり、決まった範囲で使用されていたことが確認できる。

三、私信と公文書

[山本2020a]においてすでに指摘している通り、大狀A類（門狀）の出現や展開は、公狀や申狀といった公文書と密接な関係にあった。前章で確認したように、B類についても程度の差こそあれ「申狀」や「狀式」文書の影響を受けていることは間違いのないであろう。ここでは、前稿と重複する部分もあるが、B類に用いられる定型句に着目して検討を加えたい。

1. 「申」「申聞」——「申状」との関係

まずは「(擬) 刺史書儀」やP.2943に見られる「申」「申聞」について見ていきたい。「(擬) 刺史書儀」から標題に「申」とある謝禮の手紙と「申聞」の文例を一例ずつ示す。

⑮ 申本道状啓 各一封

具全銜ム。右ム伏蒙聖恩、除受(授)ム刺史。有幸得伏事台階、下情無任扑躍。去今日謝恩訖。謹先具状啓起居申聞。謹録状上。牒件状。

⑯ 申状 謝本道節度使與前状同

具全銜ム。右ム蒙恩、除受(授)前件官、伏念ム材非濟國、器本凡庸、伏蒙睿慈、再除郡印。退省徒増於忝冒、夙霄(宵)倍切於兢惶。此皆太傅迺降台慈、特垂陶鑄。據(遽)霑霑澤、盡出鈞嚴。誓竭捐愚。上酬台化。下情無任感恩、榮躍之至。謹具状謝。謹録状上。年月日。

標題のあとにはそれぞれ⑮「各一封」、⑯「與前状同」とあり、この二通は互いに関連のある一組のものと考えられる。第二節1の(1)に掲げた表の通り、冒頭は一致しており、末尾の定型句に若干の相違が見られる。その中でも顕著なのは、⑮は標題・本文末尾の定型句「謹先具状啓起居申聞」ともに「状啓」とあるのに對し、⑯はいずれも「状」となっている点である。但し、⑯「與前状同」の「前状」とは直前の⑮「申本道状啓」を指しているはずである。「啓」は「啓状」と呼ばれることもあったことから¹⁶、「状」が「状啓」の別稱であった可能性は十分にある。「状啓」と「状」に大きな違いはなかったのかもしれない。

⑯の標題には「申状」とあるが、これは大状とは別の書式である。[山本2020a]でも取り上げたが、大状A類と「申状」は似ていて區別しにくいところがあったようで、宋・葉夢得『石林燕語』卷三には「此乃申状、非門状也」の一文があり、注意が向けられている。ここに司馬光『書儀』卷一「公文」から「申状式」を引用する。

某司 自申状、則具官封姓名

某事 云 有事因、則前具其事。无所因、則便云「右某」。

右 云 如前列數事、則云「右某事」。 謹具状申 云云。 某司。謹状。 取處分、則云「伏候指揮」。

年月 日。具官封姓名 有連書官、則以次列銜。 状。

¹⁶ 「啓状」は司馬光『書儀』卷一で「私書」に収録されており、「上尊官時候啓状」の註釋には「裴書儀、僚屬典吏起居長啓状止如此。無如公状之式者」「今以裴之啓状爲大書、四海吉書爲書」とあり、唐代からの流れを読み取ることができる。「啓」と「啓状」については[山本2014]170頁参照。

註釋に従い、「某司」を「具官封姓名」に、「某事」を「右某」にそれぞれ置き換えた場合には、

具官封姓名

右某_云。謹具狀申。謹狀。

年月 日。具官封姓名狀。

であり、「(擬) 刺史書儀」とよく似たかたちとなる。「右」のあとに「某」を記すか否かについては、「某事」の部分、つまり事書の有無と関わっている。事書を書く場合の本文は「右件狀如前」となり、「某」は挿入されておらず、どちらかと言えば公狀に近い¹⁷。また、註にはさらに「取處分、則云『伏候指揮』」とあるが、これは第二節1で挙げた文例には見られない文言である。先に見た司馬光『書儀』や『五杉練若新學備用』のように、書儀に示される大狀B類は「問候」「賀」「謝」「屈」などの用件を述べ伝えるために用いられており、相手に判断をおおぐといったことはない。多少の表現の違いはあるものの、これに當てはまるのは、第二節1の(2)に示したP.2943「宋開寶四年(971)五月一日内親從都頭知瓜州衙推汜願長與合城僧俗官吏百姓等狀」であり、「容不容望在大王台旨處分」が「取處分、則云『伏候指揮』」に相當する。P.2943は「大狀」というよりむしろ「申狀」であると考えべきであろう。

「(擬) 刺史書儀」の各文の書式は「申狀式」とよく似ているものの、内容はP.2943のような具体的な用件に乏しい。報告しているのは差出人個人の近況であり、一種のあいさつ文、「問候」と看做すこともできる。上に示した⑤「申本道狀啓」や⑩「申狀」のように、どちらかと言うと文飾を施した手紙文の定型表現が竝ぶ。司馬光『書儀』卷一「私書」「上尊官問候賀謝大狀」にも「申賀」の語が用いられており、「(擬) 刺史書儀」の標題や本文に見える「申」は「申狀式」を意味するものではないと考えられる。第二節1の(1)に掲げた10例および(2)の8例のうちP.2943の陳情書を除く7例はいずれも大狀B類(私信)と看做して問題ないであろう¹⁸。

¹⁷敦煌書儀に見える唐代の公狀については[山本 2020a] 80頁を参照。宋代の公狀については、『雲麓漫鈔』卷四には次のように見える。

國初公狀之制、前具官別行敘事後云、「牒件狀如前。謹狀。」至宣和以後、始用今制、前具官別行稍低敘事訖、復別作一行稍高、云「右謹具申聞。謹狀。」

ここでは「前具官」としか述べられていないが、唐代の公狀では[前銜] + [姓名] + 「狀上」となっており、大狀とははっきり異なる。

¹⁸S.2973「贈詩」は他とはやや異なるものの、個人的な交流であり、私信の範疇に屬するものである。

2. 「状上」「謹録状上」——「公状」「起居状」との関係

公状では冒頭「具銜某」のあとに「状上」と書き添えられ、「右」のあとに名が挿入されない点が大状とははっきりと異なっていた¹⁹。因みに、この「状上」は、唐代の内外族書儀や四海書儀、僧道書儀などにおいて、末尾の署名のあとに広く用いられる表現である²⁰。しかし、「謹録状上」の組み合わせとなると、内外族書儀などの私的な手紙に使用例は確認できない。S.6537v14 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』「諸色牋表第五」「上四方館牋式」の末尾に「謹録上。謹牋」、同書儀「典史起居第七」註釋に「宜別作公状、具言某事、一一開項、『右如此事以前件状如前。謹録上。某月日某職姓名状』」とあるように、大状B類に見える「謹録状上」については公文書に由来する表現であると考えられる²¹。

また、朱印が確認できる場合でも、その内容は必ずしも公的なものであるとはいえない。例えば、P.3591v3の内容は次の通りである。

- 1 第四都頭張立
- 2 右立昨去七月二日、伏蒙
- 3 太師 台慈、特賜□□□遷差充
- 4 本指揮第四都頭。立伏限卑號、不
- 5 獲匍匐祇候
- 6 塔墀、下情無任惶懼。謹具狀
- 7 謝。謹録状上。
- 8 牋件状如前。謹牋。
- 9 天福八年八月 日都頭張立牋

2-3行目「伏蒙台慈特賜…」は『五杉練若新學備用』「屈尊人」に類似の表現が確認できる。また、4-6行目「立伏限卑號、不獲匍匐祇候、下情無任惶懼」はS.1725v「書儀」（唐前期）「諸起居啓」「名卑守有限、未由拜伏、下情無任馳戀」やP.3502『新集諸家九族尊卑書儀』「與重者書」「卑守有限、拜伏未由、無任馳戀之至」のように「起居状」あるいは「起居啓」で多用される常套句であり、形式ばかりで通信文としての實質を伴わない。印について言及する書儀はなく、大状の文書として

¹⁹ [山本 2020a] 80 頁表 5。

²⁰ P.2619v 杜友晉『新定書儀鏡』（天寶年間）「與妻父母書」「月日姓名状上」、P.3691『新集書儀』（五代）「僧人答俗書」「釋△状上」、P.3906「書儀」（五代）「與父母受業師父等別紙」「年月日△状上」など枚舉に暇がない。特に、P.2646 張敖『吉凶書儀』（大中年間）「起居状」などは「具官階姓名状上」となっており、書簡中での位置が異なるだけで「前銜」と内容に違いはない。

²¹ 崔致遠『桂苑筆耕集』など唐代の資料には「謹録状上」のほか、「謹録奏聞」の組み合わせも多く見られる。

の性質上、常に求められるものであったのか否かは不明であるが、公状の流れを汲む書式として、その名残をとどめるのかもしれない。

3. 二種類の「大状」の共通点

最後に、A類とB類の二種類の大状について、もう一度共通点を整理し、特徴を明らかにしたい。

まずは、書儀から復元される二種類の大状（元豊以前）の書式をここに示す。

【大状A類】

〔官位〕＋〔姓名〕。

右〔名〕謹詣

〔場所〕＋祇候

□*¹。伏聽 處分。

牒、件状如前。謹牒。 年 月 日。〔官位〕＋〔姓名〕＋牒。

【大状B類】

〔官位〕＋〔姓名〕。

右〔名〕…

…〔本文〕…

…（謹具状□

□*¹。）*² 謹録状上。

牒、件状如前。謹牒。

年月日。〔官位〕＋〔姓名〕＋牒。

*¹ 「陳謝」「申聞」といった二文字から成る語は、一文字めは「謹具状」に續けて行の最後に、二文字めは行を改めて行頭に書かれる。

*² 多くの文例に「謹具状□□」に相當する表現が用いられるが、『五杉練若新學備用』「大状様」に據れば、不可缺な構成要素というわけではなく、「屈尊人」には見られない。

繰り返し述べているように、冒頭の「〔官位〕＋〔姓名〕。右〔名〕」、つまり「前銜」と本文冒頭が「右某」から書き出される點が他の書式には見られない顯著な特徴である。「公状」や「申状」といった公文書の書式から取り入れられており、また「膀子」の「右臣」とも關係していると考えられる²²。これらを構成要素として具えた文例について、『五杉練若新學備用』以前の資料では「大状」という名稱は定着していないが、10世紀頃には文書様式はすでに一定のかたちが出来上がっており、敦煌では実際に運用されていたことが確認できる。

²² 「(擬) 刺史書儀」には「受恩命後於東上閣門祇候謝恩膀子」「辭膀子」が収録されており、「具全銜臣ム。右臣」から書き出される。「膀子」については〔山本 2019a〕参照。

大状は目上の人物に對して用いられるものであり、A類の場合は門状・平（／小）状、B類には平状が別に存在していることから、相手との關係に合わせて使い分けられていたことがわかる。用途に關しては特に限定されていないが、主には謝禮や祝賀のために用いられたようである。A類は直接出向く際に持參するものであり、弔問にも用いられるが、B類の使用例は吉儀に限られている²³。書面で弔意を表す場合には、弔書・慰書といった適切な書式があるため、敢えて大状を選択することはなかったと考えられる。

大状を用いた情報の傳達において、口頭傳達と書面傳達とが併存しているが、本來は、何か用件がある場合、特に弔いのことばを伝えるときなどは、直接訪問しその内容を伝えるのが禮儀であった²⁴。よって、推測の域を出ないが、二種類の大状のうちA類が主であり、B類は「謝」「賀」といったあいさつに用いる書面として使われるようになったのではないだろうか²⁵。

小結

以上、これまで資料に乏しくほとんど注目されることがなかった「大状」という書式について考察を加えた。公文書としての「公状」「状式文書」と看做されてきた資料の中にも少なからず私信である「大状」が含まれていることを指摘した。遅くとも10世紀頃には官人のみならず僧侶らにも幅廣く使用されるようになっており、その後宋代以降も運用され續けていたことを明らかにした。実際には使用例があるにも関わらず、敦煌發見の書儀には「大状」として収録されることがなかったために、その存在が正しく認識されていなかったのである。

参考文献

赤木崇敏 2008：「唐代前半期の地方文書行政——トゥルフアン文書の検討を通じて」『史學雜誌』第117巻第11號，75-102頁

——2016：「曹氏歸義軍時代の瓜州オアシスの統治權——瓜州オアシスからの陳情書 P.ch.2943」，坂尻彰宏編『出土文字資料と現地調査による河西回廊オアシス地域の歴史的構造』（平成25～27年度科學研究費補助金研究成果報告書），1-24頁

²³『五杉練若新學備用』。「謝上靈香紙或茶」の場合、差出人は身内を亡くしているが、受取人はそうではない。例えば、P.2622張敖『吉凶書儀』「封吊疏様」と「封答疏様」、あるいは司馬光『書儀』卷一「私書」吉儀と凶儀の「名紙」では紙を巻く方向や封題を書く位置が逆になっている。

²⁴ [山本2010] 155頁註64。

²⁵A類は「門状」から派生したことが明らかであり、その門状が使用されるようになったのは唐大中年間李德裕の頃である（[山本2020a]註8）。B類よりも先に使用されていた可能性が高い。

- 山本孝子 2010：「敦煌書儀中の“四海”範文考論」『敦煌寫本研究年報』第4號，141-161頁
- 2014：「公私書札禮と社會秩序——書儀に見る〈おおやけ〉と〈わたくし〉」『敦煌寫本研究年報』第8號，167-180頁
- 2019a：「書儀に見られる「膀子」」『敦煌寫本研究年報』第13號，277-288頁
- 2019b：「敦煌的「獻物狀」、「送物」及「遺物書」析論」『敦煌學』第35期，19-42頁
- 2020a：「唐宋時代の門狀——使用範圍の擴大と細分化」『續 中國周邊地域における非典籍出土資料の研究』關西大學東西學術研究所，65-87頁
- 2020b：「《(擬) 刺史書儀》〈封門狀回書〉與《五杉練若新學備用》〈大狀頭書〉之比較研究 —— 〈唐宋時代の門狀——使用範圍の擴大と細分化〉補遺」『敦煌寫本研究年報』第14號，85-97頁
- 張小豔 2004：「敦煌文獻中所見“門狀”的形制」『文獻』2004年第3期，77-88頁
- 趙和平 1997：『敦煌表狀箋啓書儀輯校』江蘇古籍出版社

(作者は關西大學東西學術研究所非常勤研究員)